

委員会提案



Walkable City
Minakama

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和3年2月24日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第31号	美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	1

〔議第31号〕

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

【議案書（委員会提案）：1頁】

◎ 改正の概要

令和2年12月に美濃加茂市部設置条例の一部が改正され、新たに都市政策部が設置されることに伴い、企画建設常任委員会の所管に「都市政策部の所管に属する事項」を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

- 常任委員会の所管の見直し（第2条第2項関係）

第2条第2項のイを「都市政策部の所管に属する事項」とし、以下を繰り下げます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。